

令和3年2月24日

各部局長 殿

理事（教育・附属学校園担当）

丹 沢 哲 郎

### 令和3年度前学期の授業等の実施方針について

来年度（令和3年度）前学期の授業等の実施方針については、先般2月17日開催の新型コロナウイルス感染症に関する静岡大学対策本部会議において、別添の実施方針のとおり実施することで承認されましたので、お知らせします。

各部局長におかれては、この方針に基づき、授業等を実施されるよう、部局内の教職員等に周知するとともに、下記の事項に対応願います。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況等によっては、この方針についても適宜見直すことがありうることを申し添えます。

### 記

#### <対応依頼事項>

各部局において、令和3年4月6日（火）までに、学務情報システム等を通じて、学生に<sup>対面</sup>授業（在宅授業を併用する場合を含む。）を導入する科目・授業（教室の割り振りや授業の実施形態・回数を含む。）を周知願います。また、周知の際は、下記の本件担当までその旨報告願います。（その後、科目等の追加・変更があった場合には、その都度周知及び報告願います。）

（参考）新型コロナウイルス感染症対策のための対面授業実施上の留意事項について

[https://www.shizuoka.ac.jp/news/2020/pdf/2019-nCov/20210217\\_attention.pdf](https://www.shizuoka.ac.jp/news/2020/pdf/2019-nCov/20210217_attention.pdf)

【本件担当】

学務部教務課教育企画係

E-mail:gkyoumu2@adb.shizuoka.ac.jp

## 令和3年度前学期の授業等の実施方針について

## 【基本方針】

1. 本学の「新型コロナウイルスにおける活動指針」のレベル2を前提として、国の方針等を踏まえつつ、全学としては、本年度後学期と同様、対面授業と在宅授業を適宜併用するものとする。

ただし、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえて、必要に応じ、本方針を適宜見直すものとする。

## 【対面授業及び期末試験の実施方針】

2. 教室等で行う対面授業及び期末試験の実施に当たっては、「新型コロナウイルス感染症対策のための対面授業実施上の留意事項について（令和2年5月15日付け新型コロナウイルス感染症に関する静岡大学対策本部決定）」に基づき、感染防止対策を十分講じた上で、以下の方針により実施するものとする。

- ① 1つの授業の学生数は各教室の収容定員の50%以内を原則とすること。  
ただし、各部局長が特に必要と認めた授業については、各教室の状況に応じ、より緩和された学生数とすることができること。
- ② 授業時のマスク着用を必須（運動時を除く。）とし、教室では各自間隔を空けて着席するなどにより、教員や学生間の距離の確保に努めること。
- ③ 教室等での対面による期末試験については、対面授業の原則（50%以内）によらず、各教室の従来の試験定員を上限とすること。

## 【授業実施に当たっての留意事項】

3. 各科目の対面授業又は在宅授業の実施については、本年度後学期と同様、部局長の判断によるものとするが、各部局長においては、教育の質保証の観点から、対面授業実施の要件を満たしている場合には、可能な限り対面授業を実施することを検討するものとする。

特に、来年度の1年生や2年生は、コロナ禍の影響により、大学に登校する機会が少なくなることが想定されるため、なるべく大学に登校する機会を確保する観点から、優先的に対面授業の実施を検討すること。

4. 対面授業の前後に同時双方向型（ライブ配信）の在宅授業がある場合には、視聴準備や受講場所への移動に要する時間などが必要になることが考えられるため、本年度後学期と同様、同時双方向型の在宅授業を実施する授業担当教員は、学生が当該授業の受講に支障がないか確認を行うなどの配慮をするものとする。

【出欠及び成績評価の取扱い】

5. 新型コロナウイルス感染症への感染リスクを考慮し、対面授業の出席に不安を感じる学生の出欠及び成績評価の取扱いは、本年度後学期と同様、以下のとおりとするものとする。

- ① 風邪症状等がある場合、令和2年5月15日付け「新型コロナウイルス感染症に係る登校停止の取扱いについて（通知）【第2報】」による登校停止措置により欠席扱いとしない取扱いとしているが、当該通知に該当しない学生についても、感染リスクを考慮し、対面授業の欠席の申出があった場合には、対面授業の欠席を認め、欠席扱いにはしない取扱いとする。（ただし、これにより当該学生に対し、課題やレポートの提出等を免除するものではない。）
- ② 上記①に該当する学生の成績評価（単位認定）は、レポートの提出や小テストの実施等、大学に登校しなくても学生が対応可能な方法により行うものとする。

## 【参考資料】

(参考1)「本年度後期や次年度の各授業科目の実施方法に係る留意点について」(令和2年7月27日付け文部科学省高等教育局大学振興課事務連絡)において、新型コロナウイルス感染症への対応のため、令和3年度の遠隔授業の実施についても、引き続き、60単位の上限への算入は不要とする特例措置を講ずる、とされている。

(参考2)「大学等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底と学生の学修機会の確保について(周知)」(令和2年12月23日付け文部科学省高等教育局長通知)において、遠隔授業等の実施に関する特例的な措置として認められる遠隔授業等は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、本来授業計画において面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業を予定通り実施することが困難な場合であって、十分な感染症対策を講じたとしても面接授業を実施することが困難である場合に限り実施可能であること、とされている。